

東武トップツアーズ・オリパラ観戦チケット付きツアー

「コロナお守りパック」のご案内





新型コロナウイルス感染症(Covid-19)を補償し、 旅行参加者に安心をお届けする新しい保険パッケージです。

Point 1

旅行中に新型コロナウイルスに罹患し、発病した場合に一時金をお支払い

【新型コロナウイルス感染症一時金特約】

Point2

旅行中に偶然な事故によりケガを負われた場合、所定の保険金をお支払い

【国内旅行傷害保険】

Point3

救急専門医常駐の相談窓口が、傷病時の対処方法などをアドバイス

【メディカルアシスト】

Point 1 新型コロナウイルス感染症一時金特約

下記に該当した場合、1名に対し3万円をお支払いします。

旅行参加者(保険の対象となる方)が、旅行行程中または旅行行程が 終了した日から14日以内に新型コロナウイルス感染症を発病したとき



Point2 国内旅行傷害保険

日本国内旅行中の事故によるケガを補償します。

死亡·後遺障害保険金 500万円

| 例えば





スキー中のケガ

※補償の概要につきましては、裏面をご覧ください。 ※保険料は、加入手続書をご確認ください。

Point3 メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。 また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関を ご案内します。(看護師・救急科専門医が常駐)

緊急医療相談

医療機関案内

転院・患者移送手配 など

24_{時間} 365_日

旅行行程中のみ有効

補償の概要

【国内旅行傷害保険】

日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として被った以下の場合に保険金をお支払いします。

※ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。※ケガには、有毒ガスまたは有 毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象 となりませんのでご注意ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の 結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡され場合 (事故によりただちに死亡された場合を含みます。) ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・ 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・ 外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ 外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・ むちうち症や腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの ・ ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・ ***・***・***・***・***・***・***・***・***・*
後遺障害 保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	

【新型コロナウイルス感染症一時金特約】

以下に該当した場合に、被保険者おひとりに対し保険金(3万円)をお支払いします。	・ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によっ
・日本国内旅行中または日本国内旅行が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに保険の対象となる方が新型コロナウイルス感	て発病した新型コロナウイルス感染症
染症*1を発病*2Uた場合	・保険金受取人の故意または重大な過失によって発病した新型コ
▶新型コロナウイルス感染症一時金額をお支払いします。ただし、保険金のお支払いは1回に限ります。	「休阪金文取入の改意または聖人な過失にようし 毛柄ひた
┃*1痣原体がベータフロナウイルス屋のフロナウイルス(会和2年1月に 中華人民共和国から世界保健機関に対して 人に伝染する能力を	ロノブルス総米症(てのカル文の取るべき主領のカ)

有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。以下このパンフレットにおいて同様とします。

保険金をお支払いする主な場合

2 新型コロナウイルス感染症の発病は、医師による診断を必要とします。

※旅行同行者の発病不担保特約を付帯しています。

保険金をお支払いしない主な場合

・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為に よって発病した新型コロナウイルス感染症

等

本保険における「旅行行程」は、「旅行の目的をもってご自宅を出発されてから、ご自宅にお戻りになるまで」となります。

付帯サービス

メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。 また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

「コロナお守りパック」の対象者であることをお伝えください。

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は24時間365日)。

転院·患者移送手配 *2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、 緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、 旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で 専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカル ソーシャルワーカーがお応えします。

- ※メディカルアシストは、東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。
- ※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
- ※サービスのご利用にあたっては、「お名前」「ご連絡先」「制度名(コロナお守りパック)」等を確認させていただきますのでご了承願います。
- ・このパンフレットは「国内旅行傷害保険(新型コロナウイルス感染症一時金特約・旅行同行者の発病不担保特約・死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約付帯)」の概要および保険金額(ご 契約金額) 等を記載したものです。
- ご契約に際しては重要事項説明書を必ずお読みください。
- ・国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。
- ・本保険は旅行業者等を契約者とし、○○を保険の対象となる方とする包括契約です。契約内容変更に関する請求権、解約請求権等は原則として契約者が有します。詳細は契約者が所有する保険約款に よりますが、ご不明な点がありましたら取扱代理店までお問い合わせください。

お問い合わせ先

【取扱代理店】

東武トップツアーズ株式会社

東京都墨田区向島 1-33-12 〒131-8504 TEL.03-3622-6217

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

-連の手配の一切を承ります。

東京都千代田区1-2-1 〒100-8050 www.tokiomarine-nichido.co.jp

DO

<個人情報の取扱について>

- ●保険契約者である企業または団体は東京海上日動に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動および東京海上日動のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑦の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対し て提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動と東京海上日動のグループ各社または東京海上日動の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- ⑦旅行同行者の保険金のお支払いに必要な範囲内で、保険金の対象となる方の保険金請求内容等を旅行同行者に提供する、または保険金のお支払いに利用すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。
- ●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。